

青森公立大学図書館運営委員会規程

平成21年4月1日

規程第122号

改正 平成23年 3月規程第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学図書館規程(平成21年規程第121号。以下「図書館規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、図書館運営委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学図書館(以下「図書館」という。)に図書館運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

(所掌事項)

第3条 運営委員会は、図書館規程第2条第2項に規定する図書(以下「図書」という。)の収集方針、図書の購入に係る予算の編成、当該予算の配分その他の図書館の運営に関する基本方針を検討及び審議し、当該基本方針の原案を作成するものとする。

(組織)

第4条 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第5条 委員長は、学長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、会務を統括する。

3 委員長が欠席、不在等の場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長
- (3) 図書館長
- (4) 地域連携センター長
- (5) 事務局長

(会議)

第7条 運営委員会は、原則として各学期毎に開催するものとする。

2 運営委員会は、必要に応じて臨時に開催することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、別に定め

る。

附 則
(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。